省エネを推進する補助金について

-S | |で執行している補助金事業のご紹介-

2016.11.24



補助金とは?

補助金とは、 国の政策目的にあった事業を、事業者の みなさまが実施することをサポートするために、 国が補助するお金のことをさします。

補助金3つのポイントとは?

次のポイントをしっかりと把握し、 経営に補助金を有効活用しましょう!

1. 補助金ごとに異なる目的と仕組み

- ・国の様々な政策ごとに、いろいろなジャンルで募集されています
- それぞれの補助金事業の「目的・趣旨」といった特徴があります。

2. 事業全部または一部の費用が対象

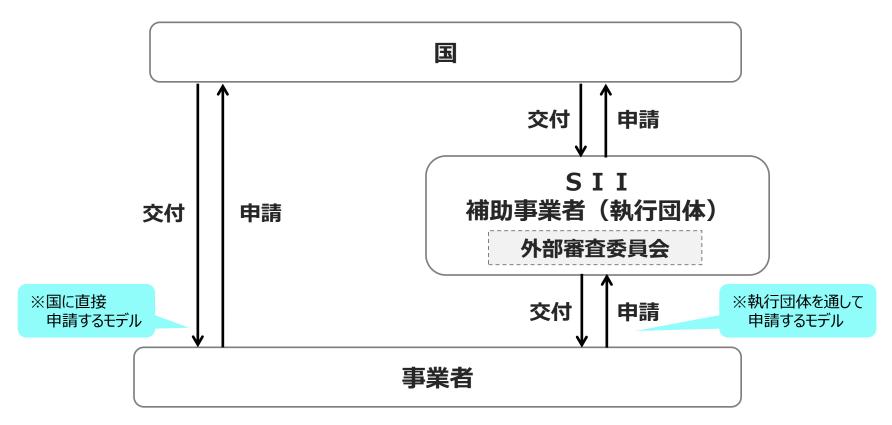
・全ての経費が交付される訳ではありません 事前に補助対象となる経費・補助の割合・上限額などを確認しましょう

3. 申請書にて審査

- ・ポイントをわかりやすくまとめて申請しましょう
- ・補助金は後払い(精算払い)です

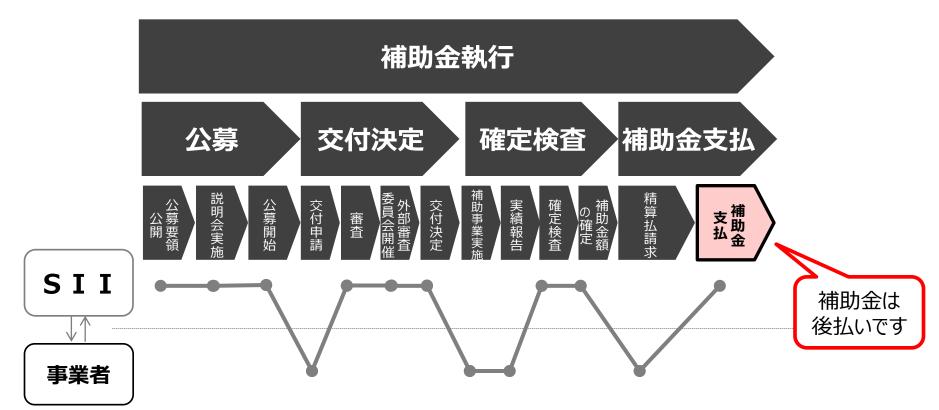
補助金事業の標準的な実施体制

補助金事業の一般的な実施体制は、下の模式図の通りです。



標準的な補助金事業の全体の流れ

補助金事業の流れとして、各工程ごとの手続きがおおまかに決まっています。



補助金に係る法律について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられる。



- ・交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

一般社団法人環境共創イニシアチブ (S||)について

SIIの簡単なご紹介

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)は、広く環境・エネルギー分野において社会的に必要とされる技術革新を促し、開かれた議論を行いながら国内の知見を活用して、社会システムやプロジェクトを組成することを目的に設立された法人です。

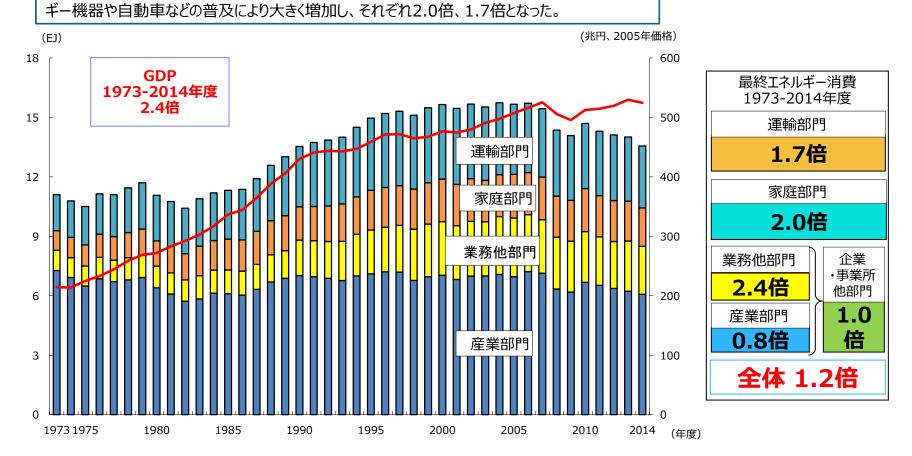
本事業を通じて、産業界のあらゆる分野で省エネ化を目的とする設備設置を行う者に対し補助金を交付するとともに、その導入によって得られる省エネ効果等を検証し、その成果を社会にフィードバックすることにより更なる省エネ普及を図ります。

- (1) 名称 一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)
- (2) 設立 平成23年2月22日
- (3) 所在地 東京都中央区銀座二丁目16番7号 恒産第3ビル7階
- (4) 代表者 代表理事:赤池 学(株式会社ユニバーサルデザイン総合研究所 代表取締役所長)

政策的な背景について

我が国の最終エネルギー消費の推移

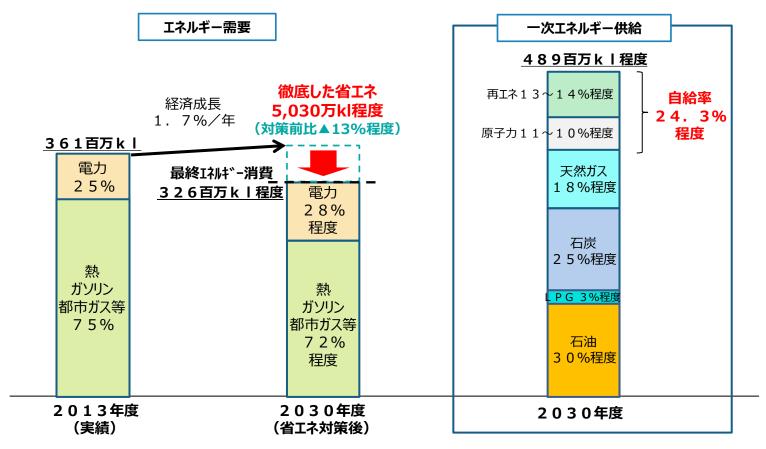
1973年度から2014年度までのエネルギー消費の伸びは、全体で1.2倍。 産業部門と業務他部門を合わせた企業・事業所他部門では、経済成長する中でも製造業を中 心に省エネ化が進んだことから横ばいの1.0倍で推移。一方、家庭部門・運輸部門では、エネル



※出所:経済産業省資源エネルギー庁「エネルギー白書2016」

長期エネルギー需給見通しにおける エネルギー需要

長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)は第4次エネルギー基本計画を踏まえ、 徹底した省エネの推進や再エネの最大限導入などを図る。



※出所:経済産業省資源エネルギー庁「エネルギー白書2016」

長期エネルギー需給見通しにおける 省エネ対策

産業部門

- ・主要4業種(鉄鋼、化学、セメント、紙・パルプ)の低炭素社会実行計画の推進
- ・工場のエネルギーマネジメントの徹底
- ・革新的技術の開発・導入
- ・業種横断的に高効率設備を導入

家庭部門

- ・住宅の省エネ化
- ·LED照明·有機EL照明の導入
- ・HEMSによる見える化・エネルギーマネジメント (全世帯に導入)
- 国民運動の推進

業務他部門

- ・建築物の省エネ化
- ・LED照明·有機EL照明の導入
- BEMSによる見える化・エネルギーマネジメント (約半数の建築物に導入)
- ・国民運動の推進

運輸部門

- ・次世代自動車の普及・燃費改善
 - (2台に1台を次世代自動車に)
 - (燃料電池自動車:年間販売最大10万台以上)
- ・交通流対策・自動運転の実現

各部門における省エネ対策の積み上げにより、

※各種資料に基づきSII作成

2030年に5,030万 k | 程度の省エネを実現する

省エネ政策の全体像(主な支援措置)

			産業部門	業務他部門	家庭部門	運輸部門
			省エネ補助金 (エネルギー使用合理化・生産性革命技	设資・再エネ補助金)		省工ネ補助金
	利子補給(省エネ設備・トップラン オ		ナー機器導入)			
		入	省エネ設備導入の際の融	資制度	家庭用燃料電池 (エネファーム)	省エネ設備導入の際の 融資制度
	予	支 援		再エネ事業者向け	蓄電池導入補助金	クリーンエネルギー自動車
支	算			既築住宅·建築物/	の高性能建材導入	個別機器の導入補助
	措	実証			yトゼロエネルギー化 E H) への補助	
	置	気付き	省エネプラットフォーム事業			
置		き 技術開	製造プロセス改善に資する 技術開発への補助金			
		開発	省エネ技術開発への補助金(蓄電池、自動車等)			
	税 生産性向上設備投資促進税制		住宅リフォーム減税	エコカー減税		
	帯	Ĭ	省エネ設備導入や省エネビル建築への	税制(特別償却)等		※各種資料に基づきSII作成

補助金事業のご紹介

H28年度SIIが執行した主な事業

	事業名	ステータス
1	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	受付終了
2	中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金	受付中(~H28年11月30日)
3	エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金	受付中
4	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金	受付終了
(5)	省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業	各PF事業者で受付中
6	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業	受付終了
7	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	受付終了
8	住宅省エネリノベーション促進事業費補助金	受付終了
9	スマートマンション導入加速化推進事業費補助金	受付終了
10	再生可能エネルギー発電事業者のための蓄電システム導入支援事業	受付中(~H28年11月30日)

エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 ①

平成28年度予算額 515.0億円

概要

工場・事業場等における既設設備・システムの置き換え、又は、製造プロセスの改善等の改修により省エネルギー化を行う際に必要となる費用を補助。

受付方式

平成28年度は一括受付(現在は受付終了)

補助対象者

事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

補助対象 費用

①省エネ設備導入費、製造プロセス改善費等

②電力ピーク対策設備、システム導入費等

③EMS関連機器導入費等

補助率等

補助率

1/3~1/2以内

金額範囲

100万円~20億円

※単年度事業

エネルギーマネジメント事業者を活用する場合は 補助率1/2

補助要件

省エネ事業

工場・事業所全体の エネルギー使用量が

1%以上

又は

500kl以上

又は

200kl/千万円以上

削減されること

ピーク対策事業

ピーク対策効果が

5%以上

7,900千kWh以上

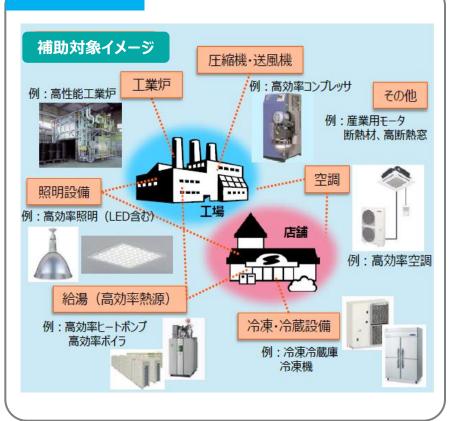
800千kwh/千万円 以上

削減されること ※増エネとならないこと。

交付決定数

平成28年度 777件

事業概要図



エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 ②

補助金の目的

事業者が計画した省エネルギーへの取り組みのうち

- ①技術の先端性
- ②省エネルギー効果
- ③ピーク対策効果
- ④費用対効果

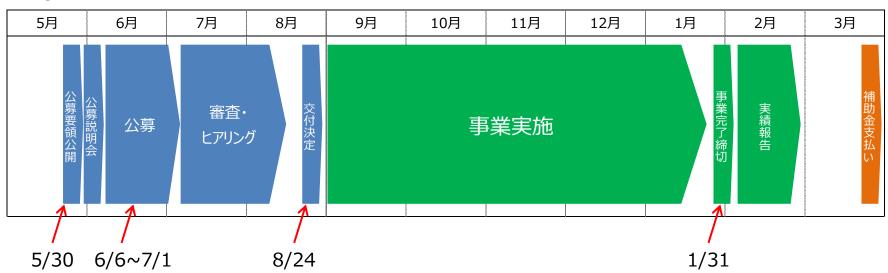
を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費について支援することを目的としている。

エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 ③

事業スケジュール

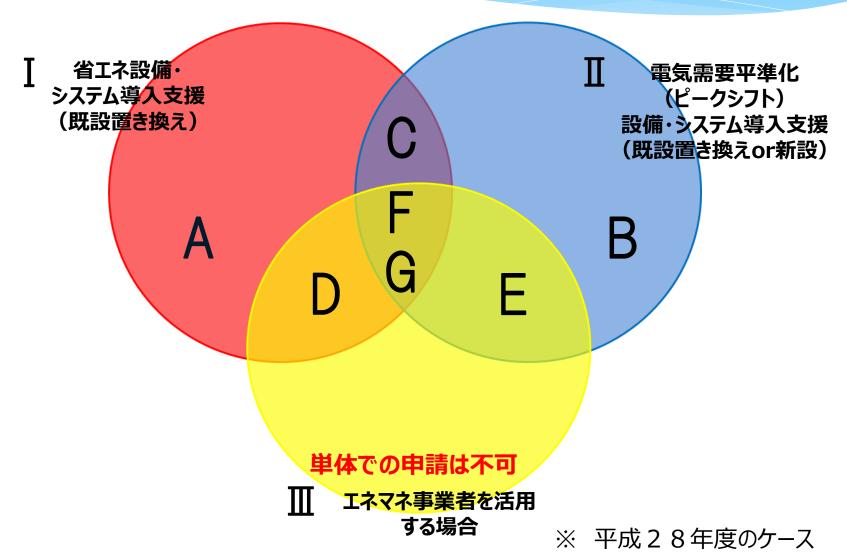
平成28年度公募のスケジュールは以下の通り。

H28



※スケジュールは毎年変更される場合がありますので、ご注意ください。

エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 4



エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 5

区分	I.省エネ設備・システム	Ⅱ.電気需要平準化対策設備	Ⅲ. エネマネ事業者を活用	++ p+ -/
申請パターン	導入支援	・システム導入支援	する場合	補助率
Α	者は 効果 or <u>200kl/千万円以上</u>			1/3
В		t'-2 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 t'-2 増工ネとならないこと		1/3
С	省工4効果 1 %以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上 比"一/対策効果 5 %以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上			1/3
D	省Iネ 効果 or <u>200k/千万円以上</u>		省 ^{工本} 効果 1 <u>96以上</u> or <u>500k以上</u>	1/2
	省工 ⁴ 効果 10%以上 or 1200kl以上			
E		t'-7 対策効果 or 800千kWh以上 t'-7 対策効果 <u>************************************</u>	t'-7 NR 88 5%以上 or 1900于kWh以上	1/2
		t'-/対策効果 <u>50%以上</u> or <u>4500千kWh以</u> 上		
F	省エネ効果 196以上 or 500kl以上 or 200kl/子 t*-ク対策効果 596以上 or 1900千kWh以上 or 80		省エネ 効果 196以上 or 500kl以上	1/2
	省工本効果 10%以上 or 1200kl以上			
	省工本効果 1.96以上 or 500k以上 or 200k/子	· 万円以上	t'-9 mass 5%以上 or 1900于kWh以上	
G	t'-/対策効果		1/2	
	t*-ク対策効果 <u>50%以上</u> or <u>4500千kWh以上</u>			
			ツェボスの左座の左	7

エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 6

補助金限度額

上限:1事業あたりの単年度の補助金 20億円/年度

但し、複数事業者間で実施する工場間一体省エネルギー事業における

1事業あたりの単年度の補助金については、30億円/年度とする。

※複数年度事業の場合、1事業あたりの補助金上限は50億円(事業全体)とする。

下限:1事業あたりの補助金 100万円/年度

(補助金100万円未満は対象外)

※補助率1/3の場合は補助対象経費300万円、補助率1/2の場合は 補助対象経費200万円とする。

エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 ⑦

省エネルギー効果

- 平成 2 7 年度 (エネルギー管理指定工場の場合は平成 2 6 年度 定期報告書でもよい) のエネルギー使用量の実績に対して 申請パターンごとの要件が満たされていること
- ●既設設備と導入設備の使用量を算出・比較し、 省エネルギー効果を算定すること
- ●省エネルギー量は年間量(ピーク対策効果について は電気需要平準化時間)で示すこと
 - ※但し、設備の効率化ではない、運用の工夫や事業外で導入した設備の省 エネルギー効果を含まないこと

エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 8

審查項目(必須条件)

- ●補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること
- ●補助事業の全体計画(=資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業の確実性、継続性が十分(=直近3年分の財務状況を勘案)であると見込まれること
- ●補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費、諸経費)は、当該補助 事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事業者等の 参考見積等を参考として算定されているものであること
- ※平成28年度公募要領では、申請するための前提条件として、以下が盛り込まれた
 - ・中小企業に該当しない会社の場合は、中長期計画に基づき実施される事業であること
 - ・トップランナー制度対象設備を導入する場合は、当該基準エネルギー消費効率をみたす 設備であること

エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 9

評価項目

- 1 省エネルギー効果及びピーク対策効果
 - ●申請単位に対する補助事業による省エネルギー量(省エネルギー率)、ピーク対策効果量(ピーク対策効果率)
- 2 費用対効果
 - ●補助対象経費1千万円当たりの耐用年数を考慮した原油削減量又は電気需要平準化時間帯の電力使用 削減量
- 3 技術の先端性
- 4 政策的意義
 - ●中小企業の省エネルギー事業
 - ●申請者が公表している環境自主行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業
 - ●中小企業が実施する中長期計画の実効性を高めるための省エネルギー事業
 - ●ISO50001に基づく行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業
 - ●売上額に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企業の省エネルギー事業
 - ●ベンチマーク改善に資することが認められる事業
 - ●コミッショニングを実施する事業

エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 ⑩

確定検査について

実績報告に基づき書類審査を行うと共に必要に応じて現地で検査を実施します。

- ・ 金額の妥当性
- ・購買等の手続き
- ·設備自体
- •設置状況
- ·稼働状況
- ・省エネルギーの達成見込み



補助金の確定



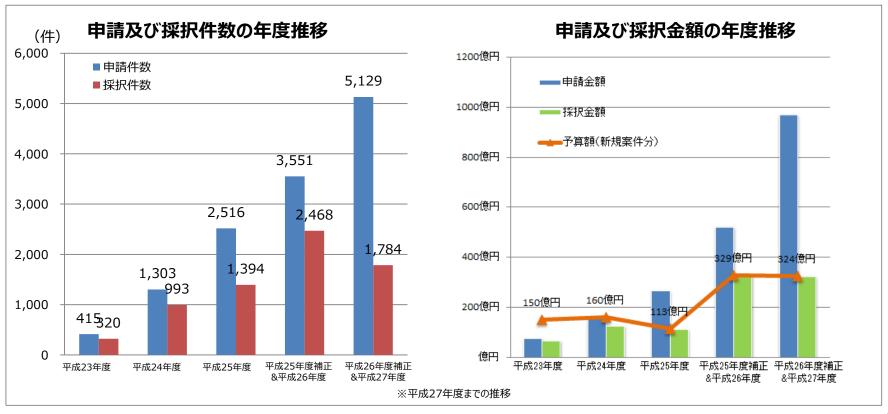
補助金の支払い

等を確認。

エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 ①

交付実績

平成24年度以降、年度ごとに申請件数は増加。申請額が予算額を大幅に上回っている。



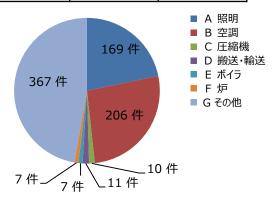
エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 ⑫

交付実績

件数は照明・空調が多い。

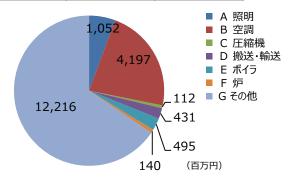
H28年度 採択件数内訳

カテゴリ	採択件数	割合	
A 照明	169 件	21.8 %	
B 空調	206 件	26.5 %	
C 圧縮機	10 件	1.3 %	
D 搬送·輸送	11 件	1.4 %	
E ボイラ	7 件	0.9 %	
F炉	7 件	0.9 %	
G その他 ^{※3}	367 件	47.2 %	
合計	777 件	100.0 %	



H28年度 採択金額内訳

カテゴリ	採択金額(百万円)	割合
A 照明	1,052	5.6 %
B 空調	4,197	22.5 %
C 圧縮機	112	0.6 %
D 搬送·輸送	431	2.3 %
E ボイラ	495	2.7 %
F炉	140	0.8 %
G その他	12,216	65.5 %
合計	18,643	100.0 %



- ※1 複数年度事業の採択金額は初年度分のみ
- ※2 複数カテゴリを導入する場合はアルファベット順で後者のカテゴリに分類 例) A照明とEボイラを導入する場合→Eボイラに分類
- ※3 Gその他は、工作機械・冷凍冷蔵庫・ショーケース・コジェネ等を含む

中小企業等の省エネ・生産性革命 投資促進事業費補助金 ①

平成27年度補正予算額 442.0億円

概要

省エネルギー性能の高い機器及び設備の 導入を補助する。

補助金の申請方法を簡素化省エネ計算を一部自動化

受付方式

平成27年度補正 1~3次・5次公募 一括受付 4次公募 複数回に分けて受付 (5次公募 11月30日最終締切)

補助率

1/3

※補助対象経費は 購入する補助対象設備の設備費用のみ

補助金額の上限

1事業者あたり 2億円

※事業所数の制限なし

補助金額の下限

1事業所あたり50万円

※中小企業者及び個人事業主の場合は下限30万円

補助対象設備

- ①高効率照明 ②高効率空調
- ③産業ヒートポンプ ④業務用給湯器
- ⑤高性能ボイラ ⑥低炭素工業炉
- ⑦変圧器 ⑧冷凍冷蔵庫 ⑨産業用モータ
- ※本事業において定める基準エネルギー消費 効率をみたす設備であること
- **10 FEMS BEMS**
- ※本事業において定めるEMS機能要件を みたすこと























補助率等

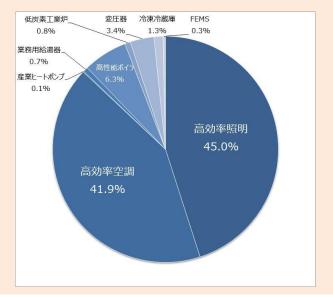
※5次公募の 内容を反映

中小企業等の省エネ・生産性革命 投資促進事業費補助金 ②

交付実績

【導入設備の内訳】

	項目	1次公募	2次公募	合計
採択数		4,322	597	4,919
	高効率照明	2,274	310	2,584
設	高効率空調	2,138	268	2,406
備	産業ヒートポンプ	7	0	7
区	業務用給湯器	32	8	40
分	高性能ボイラ	307	56	363
別	低炭素工業炉	42	4	46
内	変圧器	179	17	196
訳	冷凍冷蔵庫	65	9	74
	FEMS	16	4	20



導入設備の一例



高性能ボイラ

ガス・石油等の燃料、又は電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給する設備。

従来のボイラと比較して、熱効率[%]が向上 している。

業務用ヒートポンプ給湯器

電動圧縮機を用いるヒートポンプ式の給湯器。貯湯槽等、搬送ポンプ、センサ配線セット、及びタンク接続用の入水管セットと一体で出荷される。

給湯設備はこの方式の他、潜熱回収型給湯器といった高効率な給湯設備の導入推進の省エネルギー対策に盛り込まれている。





油入変圧器

定格1次電圧が600Vを超え7,000V以下のもので、かつ、交流の電路を使用する変圧器が補助対象。

油入変圧器は、絶縁材料として絶縁油を使用するもの。電圧の高さを変換する際の全損失[W]が小さいほど、エネルギー消費効率が高い。油入変圧器の他、モールド変圧器も補助対象となる。

エネルギー使用合理化特定設備等 導入促進事業利子補給金 ①

平成28年度予算額 27.0億円

概要

省エネ設備の導入に関わる融資に対する 利息の一部を補助する。

受付方式

一括受付(28年度1次公募は終了)

補助対象者

日本国内で事業活動を営んでいる 法人及び個人事業主

補助対象 設備 省エネ設備等、又は最新の基準エネルギー 消費効率を満たすトップランナー機器等

補助率等

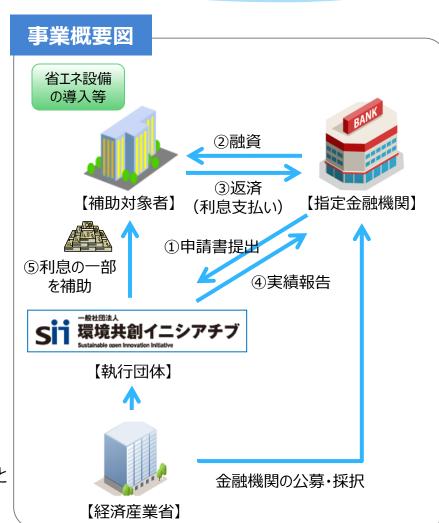
補助率

利子補給金額 = A ×(B/365)×X

A:融資残高 B:融資残高の存する日数 X:利子補給率(上限1%)

主な 補助要件 ①省エネ設備等の導入に関わる融資であること

②経済産業省の指定する金融機関から融資を受けること



エネルギー使用合理化特定設備等 導入促進事業利子補給金 ②

本制度の主な特徴

- ・利子補給を受けるためには、沖縄振興開発金融公庫及び 経済産業省資源エネルギー庁が公募により決定した指定金融機関 からの融資に限る。
- ・融資を行う指定金融機関が申請手続きを代行するが、利子補給金は 直接、融資を受ける事業者に支払われる。

利子補給期間

- ①省Iネ設備の置換·新規導入 ←利子補給期間 最長10年
- ②トップランナー機器の導入 ←利子補給期間 **最長5年** いずれも導入機器の法定耐用年数が融資期間の上限となる。

実績報告と継続申請

- ・SIIが定める「単位期間(半年間)」ごとに、融資を行う指定 金融機関からの実績報告および確定検査を行った上で利子 補給金を事業者に支払う。
- ・それ以後は、単位期間が改まる都度、金融機関からSIIに継続 案件として申請する。

指定金融機関

28年度公募における指定金融機関は以下の通り。

株式会社北洋銀行	株式会社大光銀行
大地みらい信用金庫	株式会社第四銀行
株式会社山形銀行	株式会社富山銀行
株式会社栃木銀行	株式会社北陸銀行
株式会社群馬銀行	株式会社山梨中央銀行
株式会社東和銀行	株式会社大垣共立銀行
株式会社埼玉りそな銀行	株式会社十六銀行
株式会社日本政策投資銀行	株式会社静岡銀行
株式会社三井住友銀行	岡崎信用金庫
株式会社みずほ銀行	株式会社名古屋銀行
三井住友信託銀行株式会社	株式会社愛知銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行	株式会社百五銀行
第一生命保険株式会社	株式会社滋賀銀行
日本生命保険相互会社	株式会社りそな銀行
株式会社商工組合中央金庫	株式会社中国銀行
みずほ信託銀行株式会社	株式会社広島銀行
株式会社横浜銀行	沖縄振興開発金融公庫

再生可能エネルギー 者支援事業費補助金

平成28年度予算額 48.5億円

概要

補助対象者

補助対象 設備

•太陽熱利用

•雪氷熱利用

熱利用設備

再生可能エネルギー熱利用システムや、自家消費

型発電システムの導入に要する経費の一部を補助

民間企業及び青色申告を行っている個人事業主

温度差エネルギー利用

•地中熱利用

・バイオマス熱利用 ・バイオマス燃料製造

発電設備

•太陽光発電 •水力発電

•風力発電 • 地熱発雷

バイオマス発電

・蓄電池(発電設備と併せて設置する場合のみ)

補助率等

補助要件

補助率

1/3以内、2/3以内

※2/3以内は、SIIが認める、民間事業 者が地方公共団体から指定認定を受け た事業のみ対象

※太陽光発電設備は、申請補助率と 10万円/kWのいずれか低い額を適用

補助金上限額

熱利用設備:3億円/年度 発電設備:1億円/年度

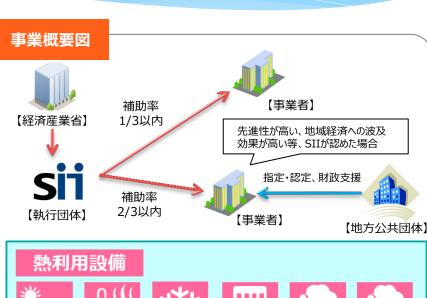
熱利用設備共通要件

熱を利用する区域・用途に占める再生熱の割合(再エネ率) が10%以上、または再生熱の年間総発熱量200GJ以上 ※その他、設備により入口要件あり

発電設備共通要件

再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、ひとつの需要 先の年間消費電力量の範囲内であること

※その他、設備により入口要件あり





温度差エネ ルギー利用

雪氷熱 利用

地中熱 利用



バイオマス 熱利用



発電設備



利用





水力発電









地熱発電 バイオマス発電

※発電設備と併せて設置する場合のみ

省エネルギー相談 地域プラットフォーム構築事業 ①

平成28年度予算額 7.5億円

省エネ相談プラッ トフォーム事業者 を全国から公募

事業概要

地域の中小企業・個人事 業主の省エネや節電などの ニーズに応えるべく、地域ご とにきめ細かく支援するため の基盤作りを行う

補助対象経費

プラットフォーム事業者が省エネ支援活動を 行う上で必要な以下の経費の全額を補助

『謝金』『専門家派遣謝金』『旅費・交通費』 『臨時職員雇用経費』『その他諸経費』等

補助金額

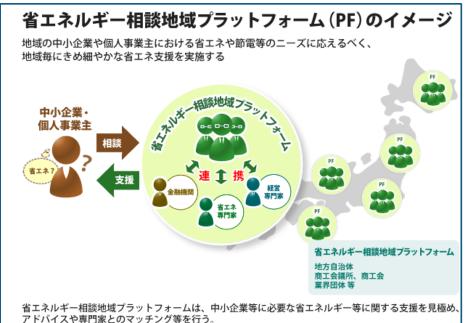
補助率

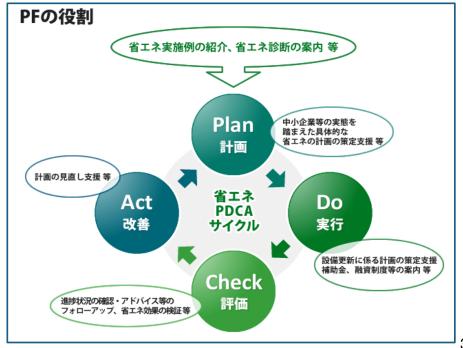
定額 ※対象経費の全額

最大1000万円 /事業者

金額範囲

事業概要図





省エネルギー相談 <u>地域プラットフォーム</u>構築事業 ②

商工会や社団法人を中心に19事業者を採択

公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センター

公益財団法人室蘭テクノセンター

特定非営利活動法人循環型社会創造ネットワーク

- 一般社団法人ぐんま資源エネルギー循環推進協会
- -般社団法人群馬県技術士会

神奈川県(省エネルギー対策フォローアップ相談体制構築事業)

- 一般社団法人エネルギーから経済を考える経営者ネットワーク会議
- 一般社団法人地域資源循環システム協会
- 一般社団法人いしかわエネルギーマネジメント協会

山梨県商工会連合会

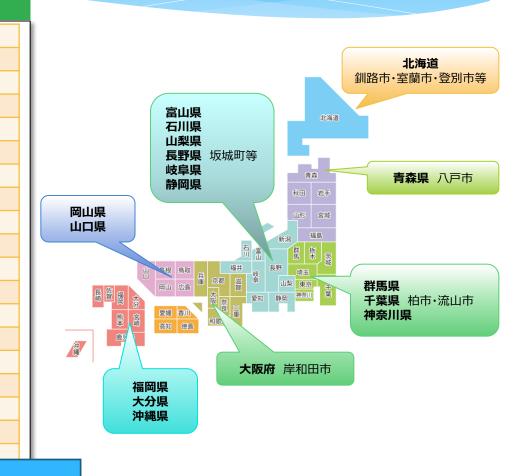
公益財団法人さかきテクノセンター

- -般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター
- -般社団法人静岡県環境資源協会

株式会社浜松新電力

特定非営利活動法人泉州建築設計協会

- 一般社団法人エコエネ技術士ネット
- 一般社団法人エネルギーマネジメント協会
- 一般社団法人沖縄CO2削減推進協議会
- -般財団法人沖縄県環境科学センター



省エネをご検討の際は、各地域のプラットフォーム事業者にご相談いただけます



審査第一グループ

問合せ先

TEL: 03-5565-4463 FAX: 03-5565-4462